

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原 告 村越 啓雄 外50名

被 告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (4)

平成17年//月2日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



同復代理人

弁護士 堀 内 徹 也



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩 崎 進



澁 谷 勇



被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡 誠



渡 邊 政 和



山 崎 考



田 中 耕






高 橋 豊







鈴 鹿 春 雄



被告千葉県水道局長指定代理人

永	井	克	典	
岩	淵	敏	弘	
永	野	龍	志	

被告千葉県企業庁長指定代理人

小	山	曉		
小	沢	直	樹	
小	泉	英	司	
山	國	貴	千	

被告らの準備書面（３）の主張に補足して、一般会計から特別会計への繰出金の支出について説明する。

1 繰出しの仕組みについて

千葉県は、ハッ場ダム建設事業に関し、千葉県知事の所管する一般会計から千葉県水道局長の所管する水道事業会計（特別会計）に対し、出資金として、昭和 62 年度から平成 14 年度までに合計 17 億 700 万円の繰出しを行っている（工業用水道事業会計に対し繰出しを行ったことはない。）。

以下、平成 14 年度を例に、出資金の繰出しの仕組みについて明らかにする。
なお、この仕組みは平成 13 年度以前の他の年度においても同様である。

- (1) まず、出資金の出資の決定に関しては、千葉県水道局長から、平成 15 年 2 月 18 日に千葉県知事に対して平成 14 年度における上水道事業に係る出資金の出資を求める旨の申請があり（乙 235 号証）、千葉県知事は、同申請を受けて平成 15 年 3 月 19 日に千葉県水道局に出資することを決定し（乙 236 号証）、これを同水道局に通知するとともに請求書の提出を依頼しているが（乙 237 号証）、千葉県水道局からは、同年 3 月 20 日付けで平成 14 年度上水道事業出資金請求書（請求額 12 億 1100 万円。乙 238 号証）が提出されている。なお、千葉県水道局長からの申請では、ハッ場ダム以外の水道水源施設（湯西川ダム、渡良瀬遊水地、印旛沼開発施設緊急改築）の建設費に係る出資金についても併せて申請されている。また、出資の決定に当たっては、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団に対する出資についても併せて決定している。
- (2) つぎに、具体的な出資金の支出に関しては、千葉県知事が平成 14 年 2 月 26 日に当初予算案として千葉県議会に提出し（概算に基づくもの。乙 239 号証）、同年 3 月 20 日に同議会において議決された平成 14 年度当初予算及び水道水源施設等の建設事業費に対する国庫補助基本額の変更に応じて、千葉県知事が平成 15 年 2 月 19 日に補正予算案として同議会に提出し（乙 240 号証）、同年 3 月 5 日に同議会において議決された平成 14 年度補正予算に基づき、前記の請

求書（乙 238 号証）により一般会計から 12 億 1100 万円（このうち八ッ場ダムに関する出資金としては 2 億 3800 万円。支出負担行為：平成 15 年 3 月 7 日、支出命令：同年 3 月 20 日、支出：同年 3 月 26 日。乙 241 号証）の出資金を水道事業会計（特別会計）に繰出している。なお、この出資金の支出に当たっては、北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団に対する出資金も併せて支出している。

- (3) 出資金の繰出しの原因となる支出負担行為を行う権限を本来的に有するのは、地方公共団体の長である千葉県知事であるが（地方自治法 149 条 2 号）、千葉県においては、千葉県財務規則（乙 230 号証）5 条 1 項（同規則別表第二 支出負担行為の欄）の規定により、1 件の金額 500 万円以上の出資金の支出負担行為については部長（総合企画部長）の専決とされている。

この支出負担行為を受けて、地方自治法 232 条の 4 第 1 項の規定により出納長に対して支出命令がなされ、この支出命令を発する権限を本来的に有するのも千葉県知事であるが、千葉県においては、支出命令も上記と同様に財務規則 5 条 1 項の規定により（同規則別表第二 支出命令の欄）の規定により、1 件の金額 5000 万円以上の出資金の支出命令については部長（総合企画部長）の専決とされている。

そして、上記支出命令を受けて、地方自治法 170 条の規定により会計事務の権限を本来的に有する出納長は、同法 232 条の 4 の規定及び千葉県財務規則 69 条に定めるところにより水道事業会計（特別会計）に出資金を繰出している。

2 出資金の繰出しの根拠について

千葉県が平成 14 年度まで行っていた一般会計から水道事業会計（特別会計）への繰出しは、地方公営企業法 18 条 1 項の規定による出資金の繰出しである。この出資金は、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、八ッ場ダム建設事業に要する経費に係る国庫補助基本額の 3 分の 1 に相当する額等を繰出すものであるが、この比率は、総務省自治財政局長通知（乙 242 号証）

で定められた基準に基づくもので、地方財政計画を遂行する上での基本的な考え方として国から示されている比率である。

3 まとめ

原告らは、被告千葉県知事に対し一般会計から水道事業及び工業用水道事業特別会計への繰出金の支出の差止めを求めているが(訴状請求の趣旨第3項の(4))、その余の請求と同様に、この繰出金の支出の差止めを求める請求も棄却されるべきであり、その理由は、被告らの準備書面(5)に述べるとおりである。

以 上